

浜松市スポーツ大会出場激励金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、スポーツの奨励及び振興を図るとともに、全国大会又は国際大会等への出場を決定した選手等の努力と成果を称え、激励するため、浜松市スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校をいう。
- (2) 選手等 大会の要項等において、選手、監督、コーチ、マネージャーその他大会への出場又は参加に必要な者として登録されている者をいう。
- (3) 個人種目 「個人、ペア又はこれらに準ずる競技者の組合せ」を競技単位とし、チームを競技単位としない種目をいう。
- (4) 団体種目 「チーム」を競技単位とし、チームに所属する複数の競技者が共同して競技を行う種目をいう。

(対象大会)

第3条 激励金の対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国高等学校体育連盟が主催又は共催する全国大会
- (2) 全国高等学校野球連盟が主催又は共催する全国大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が主催又は共催する全国大会
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体が主催又は共催する全国大会
- (5) 前各号に規定する大会を経て又は前各号に規定する団体の推薦を受けて出場する国際大会
- (6) その他市長が必要と認める大会

(交付対象者)

第4条 激励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有する者若しくは市内の学校を代表して出場する者で次の各号のいずれかに該当する選手等とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 本市を含む地域を対象とする県大会、東海大会等の予選を経て出場する者
- (2) 大会の要項等で規定された標準記録等に到達して出場する者
- (3) 競技団体等の推薦（競技実績を考慮し選出されたもの）を受けて出場する者

2 前項に定めるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは除く。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) その出場種目を職業として行い、それによって生計を立てている者
- (2) 浜松市教育委員会「文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱」に該当するもの
- (3) 全国障害者スポーツ大会に該当するもの
- (4) 同一の大会において既に激励金の交付を受けている者

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表に掲げる大会の区分に応じ、同表に定める金額を交付する。

(申請者)

第6条 激励金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 個人種目 交付対象者本人又はその保護者

(2) 団体種目 交付対象者が所属する団体（以下「所属団体」という。）の代表者

(交付の申請)

第7条 激励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式1、様式2又は様式3）に次の各号に掲げる資料を添付して、大会開催日の20日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 大会の要項等大会内容が確認できる資料（外国語の場合は訳文を添付）

(2) 予選結果のわかる書類又は競技団体等からの推薦書

2 交付申請者が団体種目として出場する場合は、所属団体の代表者が当該団体に係る交付対象者を取りまとめて、一括して申請するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

3 同一の所属団体に所属する複数の交付対象者が同一の大会に出場する場合は、所属団体の代表者がこれらを取りまとめて、一括して申請することができる。

(審査・交付)

第8条 市長は前条の規定による激励金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて激励金を決定し、交付する。

(返還)

第9条 市長は、第8条の規定により激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 暴力行為や薬物使用等、市の信用を著しく傷つけた場合

(3) その他市長が特に必要があると認めた場合

別表（第5条関係）

区分		金額
全国大会	全国高等学校体育連盟及び 全国高等学校野球連盟が主催する大会	1人につき5,000円 (ただし団体種目については 上限50,000円)
	国民スポーツ大会	
	その他の全国大会	1人につき3,000円 (ただし団体種目については 上限30,000円)
国際大会	世界大会	1人につき50,000円
	世界大会（年齢区分により出場者が限定されている大会）	1人につき20,000円

	アジア大会	1人につき20,000円
	アジア大会（年齢区分により出場者が限定されている大会）	1人につき10,000円
都市対抗野球大会、社会人野球日本選手権大会、全日本クラブ野球選手権大会		1チーム100,000円
全日本サッカー選手権大会、全日本女子サッカー選手権大会		1チーム100,000円

備考

- 1 国際大会はオリンピック種目又はパラリンピック種目については、上記金額の全額とし、その他の種目については、上記金額の2分の1とする。

附則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 スポーツ大会出場激励金交付要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は平成22年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のスポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、改正後のスポーツ大会出場激励金交付要綱の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のスポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により市長がした交付の決定その他の行為は、改正後のスポーツ大会出場激励金交付要綱の相当規定に基づいて、市長がした交付の決定その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和8年9月1日から施行する。